

公告

自動販売機設置に係る行政財産（建物）の貸付けについて、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月19日

尾三消防組合管理者 小 山



1 入札に付する事項

(1) 貸付物件名及び概要

尾三消防組合自動販売機設置部分の貸付け
物件番号 R5-1

設置場所	台数	貸付面積 (cm)	販売品目	最低貸付料 【税込み】
尾三消防本部	2台	1台あたり 幅130cm×奥行 90cm 以内とする。	清涼飲料水 (缶・ビン・ ペットボトル 等密閉式の容 器に限る。)	総額 36ヶ月分 7,995,735円
豊明消防署	2台			
豊明消防署 南部出張所	1台			
日進消防署	1台			
日進消防署 西出張所	1台			
みよし消防署	1台			
みよし消防署 南出張所	1台			
長久手消防署	1台			
東郷消防署	1台			
合 計	11台			

貸付面積には、電源接続部分及び放熱余地を含む。なお、容器回収ボックスの設置にあつては、各設置場所において協議し決定するものとする。

設置場所の事前確認は、申込期間内の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に確認すること。（建物図面は、尾三消防組合事務局総務課にて閲覧可）

(2) 設置場所

ア 尾三消防本部食堂

- 所在地：愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙 1 8 番地
- イ 豊明消防署食堂及び市民プラザ
所在地：愛知県豊明市沓掛町宿 2 3 4 番地
- ウ 豊明消防署南部出張所食堂
所在地：愛知県豊明市新栄町三丁目 3 7 6 番地 2
- エ 日進消防署食堂
所在地：愛知県日進市本郷町宮下 3 番地
- オ 日進消防署西出張所食堂
所在地：愛知県日進市浅田町西浦 1 5 番地
- カ みよし消防署食堂
所在地：愛知県みよし市福谷町才戸 5 0 番地
- キ みよし消防署南出張所食堂
所在地：愛知県みよし市明知町西ノ口 5 9 番地の 1 7
- ク 長久手消防署食堂
所在地：愛知県長久手市岩作長池 5 1 番地
- ケ 東郷消防署食堂
所在地：愛知県愛知郡東郷町大字春木字柵池 1 6 番地

(3) 貸付期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで

2 入札参加資格

次のすべてに該当する個人又は法人は、入札に参加することができる。

- (1) 個人の場合は、豊明市、日進市、みよし市、長久手市又は東郷町に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いていること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有すること。
- (3) 本入札の公告の日から落札決定日までの間、尾三消防組合指名停止等措置要領（平成 1 7 年要領第 1 号）に基づく措置を受けていない者であること。
- (4) 個人又は法人の役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者をいう。）に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続開始の申し立てをしていない者又は、申し立てをなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者又は、申し立てをなされていない者である

こと。

(7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(8) 国税、愛知県税及び豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町（以下「組合市町」という。）における税の未納がないこと。

3 制限付一般競争入札申込場所、提出書類及び申込期間

(1) 申込場所及び申込方法

尾三消防組合事務局総務課まで持参すること。

※郵送、電話、ファクス、Eメール及びインターネットなどによる受付はしない。

(2) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加申込書（第1号様式）

イ 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（第7号様式）

ウ 誓約書（第8号様式）

※これらの様式については、尾三消防組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）よりダウンロードすることができる。

エ 証明書類（発行日から3ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可）

【法人の場合】・・・印鑑証明書及び登記事項証明書

【個人の場合】・・・印鑑証明書及び住民票

オ 国税、愛知県税及び組合市町税の未納がないことの証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。鮮明であれば写し可）

(3) 申込期間

令和5年4月19日（水）から令和5年5月10日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) その他

自動販売機設置業務実績3年以上を証明する書類等の提出を求めることがある。

4 設置場所の事前確認

(1) 期間及び時間

申込期間内の午前8時30分から午後5時15分まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 設置場所の事前確認を行うことができる。その際は、確認前に尾三消防組合事務局総務課へ連絡すること。

5 質疑及び回答

公告及び仕様書の内容等に関する質疑及び回答は次により行う。

(1) 質疑提出期限

令和5年4月28日（金）正午まで

(2) 提出方法及び提出場所

質疑書（第 2 号様式）により、尾三消防組合事務局総務課へ直接持参し提出すること。

※様式はホームページよりダウンロードすることができる。

（3）回答方法

質疑の回答については、順次ホームページに公開するとともに、入札参加申請業者確定後、全参加申請業者宛てにファクスで回答を送信する。

6 入札保証金・契約保証金

免除

7 入札

入札参加申込をされた方は、下記（1）に記載する日時及び場所において入札書を提出すること。（郵送、ファクス及びインターネット等での提出は不可）

（1）日時、場所及び提出書類

入札日時	令和 5 年 5 月 1 5 日（月）午前 1 0 時より
入札場所	尾三消防本部庁舎 3 階 第 2 会議室
提出書類	ア 入札書（第 4 号様式） 封筒は不要 イ 委任状（第 5 号様式） 代理人により入札する場合のみ必要 ※様式はホームページよりダウンロードすることができる。

（2）入札書提出時の注意事項

ア 入札書記載金額は、1（3）貸付期間中の貸付料《36 ヶ月分の総額（税抜金額）》を記入すること。

イ 入札は所定の入札書を使用すること。

ウ 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆、シャープペンシルは使用できない。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

オ 誤字又は脱字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。

なお、金額は訂正できない。

カ 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しない。

キ 入札を辞退する場合は、入札辞退届（第 6 号様式）をホームページからダウンロードし必要事項を記載のうえ、入札日前日までに尾三消防組合事務局総務課まで提出すること。（郵送可）なお、入札日当日にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明記した入札書を直接提出すること。

ク 貸付料の支払いは、契約金額を 36 等分した月額を年度毎の月数分納付

する。

8 入札の基本事項

- (1) 入札に参加する者が1人である場合においても、入札を執行する。
- (2) 入札執行回数は1回とし、再度入札は行わない。
- (3) 入札参加者の事前公表は行わない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (3) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名及び押印のない入札書での入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) 入札書記載金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (10) 最低貸付料未満の入札
- (11) 虚偽の事実を記載した者のした入札
- (12) その他、契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

10 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

11 開札及び落札者の決定

- (1) 入札会場において入札終了後、直ちに開札する。
- (2) 有効な入札を行った者のうち、最低貸付料以上の額で最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2以上ある場合は、くじにより決定する。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。
- (3) 入札結果については、ホームページで公表する。

12 契約の締結

- (1) 契約書2通を作成し、それぞれ1通を保管する。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用についてはすべて落札者の負担とする。
- (3) 貸付契約は入札参加者名義で行う。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、尾三消防組合は一切の損害賠償の責めを負わない。

13 その他

上記に定めのない事項については「尾三消防組合自動販売機の設置に係る行

政財産の貸付けに関する要綱」及び「尾三消防組合自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領」によるものとする。

14 問合せ先

住所 〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙 1 8 番地

担当 尾三消防組合事務局総務課

電話 0561-38-7202（直通）